

文京区監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和6年8月21日

文京区監査委員 渡部 敏明
同 松本 理恵子
同 山本 一仁

1 審査の対象

令和5年度文京区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度文京区内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、文京区長が作成した報告書について、その評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

報告書について、文京区長及び内部統制評価部署から報告を受け、文京区監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、定期監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

報告書における評価は、全庁的な内部統制の評価は適切であるが、業務レベルの内部統制の評価に重大な不備が認められた。

重大な不備と評価された子ども医療証の事故については、多数の問合せによる対応や再送付による追加費用の発生等により、経済的・社会的な不利益が生じ、区に対する信頼を大きく失墜させたことから、運用上の重大な不備に該当し、令和5年度の内部統制は有効に運用されていないものと判断する。

今後は、重大な不備とされた事案の発生要因の検証と、具体的な再発防止策を全庁で共有し、同様の事案を繰り返し発生させることがないよう取り組まれない。

これに付随し、今回の審査に関し、以下のとおり意見を付す。

(1) 評価の方法について

報告書附属資料において、内部統制の重大な不備に該当するか否かの判断のための4つの観点が示されている。それに基づき、評価の過程で、評価担当部署が行う評価については、内部統制の重大な不備と評価しなかった、及び不適切な事務事例について重大な不備と評価しなかった根拠を明らかにしていることが確認できた。

しかしながら、重大な不備の判断に当たり、業務の特性に応じて影響度等を検討して個別に判断を行っているところ、令和2年度から判断を必要とする事例が積み重なっており、その中で重大な不備に該当する事例も出てきていることから、これらの事例の4つの観点を踏まえた上で、個別に重大な不備に該当するか否かを判断する際の基準を金額、人数なども含めて具体化・明確化することを検討し、構築されたい。

(2) 内部統制の運用について

内部統制の重大な不備には該当しないものの、同一部署における不備が同一年度に複数回又は2年度以上連続して発生している。これらの該当所属においては、発生した不備等の状況とその要因を的確に把握・共有し、管理職を含む全職員が当事者意識をもって再発防止策を講じることが強く望まれる。

また、それ以外の部署においても、内部統制は、日常の業務執行の中で行われ、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであることから、全ての職員が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

そのため、管理職を対象としたリスクマネジメント研修を職員にも拡充するとともに、リスク対応策の整備と確実な実施を徹底するなど、再発防止に向けた組織的な取組を強化する対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保されたい。

(3) 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する不適切な事務事例は、発生頻度も高く、区民等へ大きな影響を与える可能性があることから、より一層個人情報に関係する部署において適切にリスク対応策を整備して運用することが求められる。

リスク対応策として事務処理マニュアルを整備している場合でも、マニュアルに沿った手順を踏んでいないことによる個人情報の漏えいが発生している。令和5年度では、学校教職員による児童生徒に関わる個人情報の不適切な事案も発生しており、個人情報に関係する部署だけではなく、全庁的に注意喚起をするとともに、これまで以上に、個人情報保護管理責任者である所管課長等によるマネジメントや職員研修を通じて意識向上を図るなど、更なる未然防止策を講じられたい。

また、委託事業所等による漏えい事故が多数起きていることから、区の内部統制として、受託者に対する管理・監督を適切に行い、個人情報に係る業務の適正の確保と再発防止に取り組まれたい。

(4) 情報提供について

監査委員による適正な審査を行うため、評価手続が重大な不備に該当するか否かを判断して適時・適切に実施されたことを示す評価担当部署等による評価作業の実施記録、個々の評価結果の根拠を表す文書等については、審査に必要かつ十分な範囲で引き続き提供されることをお願いしたい。

また、監査委員が適時・適切に重大な不備の早期の改善又は是正を求めるため、運用上の不備に該当する事項又は運用上の不備に該当する可能性のある事項が発生した場合は、評価担当部署又は関係部署から適宜、監査委員に報告されたい。